

## H・J・ペートン「定言的命法」

The Categorical Imperative: A Study in Kant's  
Moral Philosophy. By H. J. Paton. The  
University of Chicago Press, 1948. Pp. 283.

門 脇 卓 爾

ペートンの主な著作は一九二七年、彼がオックスフォード・クイーン・カレッジ校友時代に著わした『善意志』、一九三六年グラスゴウ大學教授の時の『カントの經驗の形而上學』及びここに紹介せんとする一九四六年『定言的命法』である。『善意志』は道德哲學に就いての一般的なペートンの見解を明らかにしたもので、道德に對する經驗的相對主義的解釋を斥け、善意志の超越論的一貫性を主張するものであり、『カントの經驗の形而上學』は純粹理性批判の前半に對する詳細なコンメンタリイであるが、その意圖する所はケムプ・スミス及びフアイヒンガー等の補綴說に對して、カントの全體的一貫性を講護し批判哲學の健全性と近代性を主張するものである。『定言的命法』は經驗の形而上學と同様、カントの『道德形而上學の基礎付け』に對する詳細なコンメンタリイであり、そのカントの著作の嚴密な検討に依つて、從來カントに對して加えられた様々の誤

解、殊に有名なシラーの言に依つて代表される如き、カントを人間性を無視した清教徒的リゴリストと解することはその牽強附會も甚だしいものなることを明らかにし、その誤解の原因となる定言的命法を取上げ、その積極的な意味、即ち叙知的世界の成員としての理性の自律への洞察のみが定言的命法を正當に理解せしめることを強調し、更にその統制的な人間及び宇宙の目的論的見解の中に人間的な定言的命法の現實化が見られることを指摘するものであつて、いわば現代の懷疑主義・經驗主義に對して、ヒューマニストとしてのカントの再認識から理性主義の健全性と近代性を主張するものと言ひえよう。その内容は四卷に分たれるがその大部分はカントの著作の順を追つた解釋として示されるので、以下その最も重要な解釋と思われる第三卷の定言的命法の五つの範式の解釋に紹介の主力を注ぎ、他はその要點を略述しつゝ筆を進めたいと思ふ。

## 第一卷 定言的命法への進路

こゝに於て爲されるのは先ず善意志の絶対性の強調と、その人間性と兩立し得る餘地の指摘である。ペートンはカントの敘述に從つて『この世界に於ては何處にも、否一般的に此の世界の外に於ても、善意志の他には無制約的に善であると見做されるようなものは存しない』という命題の吟味より始め、最初これに善意志に對する消極的な規定の仕方であることに注意する。(1)善きものはすべて無制約的に善いものではなからうか？(2)善意志以外のものも無制約的に善いのではなからうか？(3)

善意は無制約的に善いのであろうか？（無制約的に善いものは何物も存しないのではなからうか？）この三つの反問を感討してゆくことがベートソンの吟味の方法である。(1)の見解は現代に於て支持を得ている。例えばデヴィッド・ロスの稱する第一形式の善、即ち快樂・知識・藝術等は、その各個を前後關係より抽象して單獨に考察するならば狭いもなく善であるが、その個別的に考察された善は果して前後關係をもつ具體的判斷に於て善でありうるであらうか？ 他人の不幸に於て感ずる快樂は？ ローマ英上に於けるネロの詩作は？ 要するにこの個別化に於ける善の考察は、その効用性より區別し前後關係に依つて消滅したり曇らされたりすることのないカントの善の考察の如きユニークさを有せず、かかる個別的考察を認めるとしてもそれはカントの獨自な考察とは別問題でありその故にカントを否定することは出来ない。(2)然らばすべての善が無制約的に善いのではなくとも、何か善意の他に無制約的に善いものが存するのではなからうか？ カントはその提出の理由は明らかでないが氣質及び幸福の賜を擧げる。然しカントも云うが如く悪漢の冷靜さは却て彼を嫌惡すべきものとして我々の眼に映せしめる。(3)の立場は現代に於て殆ど受人れられぬものであるが、善意はその前後關係に依存するとなし（それは實質的脈絡に於て善意を見る點ではカントの峻拒する道德的熱狂と却つて相通じる）、善意を効用性の側より測りそれに依つてその絕對性を云々するものである。然し、成程善人が多大の害を及ぼすことはあり得ることであつても、それは彼の愚鈍さの爲で

あつて善意の爲ではなく、カントが善意に獨自の絕對的價値を付與することを妨げぬ。又普通に考へ得る善と知の相反も哲學的にはあまりに人工的な論議であり、純粹に善き人はその智慧を啓發すべく努力せざるを得ない。ともかくカントが善意に絕對的價値を認めるのは他の事物の價値を否定するのではない。カントは善意を最高の善であるとは主張するが、決してそれが唯一の善であるとか全體的善であるとか言うのではない。實義的側面における理性の機能は絕對的な夫自身に於て善い善を産出することであるが、それとて一面的主張ではなく、カントは他面人間の生活に於ける理性の目的や機能に關する目的論的論議に依つて、理性の機能をその制約的善（幸福）と無制約的善（善意）の追求の二つに分つて考察していることは注意されねばならぬ。最も誤解され易い義務に就いても、成程義務の爲に行爲する意志は善意であるが、善意は必然的に義務の爲に行爲すると思はれてはならぬ。善意は人間の諸制約の下に於てのみ義務の爲に行爲するものとなるのであつて、人間の満足が伴う故にその行爲を善でないと斥ける如きはカントを諷するも甚だしい。道德的行爲の自發性を強調し、格率の實質的面にのみ着目することは、道德的熱狂に路を開くことにはなるが、少くともカントは道德性を魯鈍な模倣や機械的習慣の類と見做しているのではない。善意には義務に従ふことの他に自發的衝動の自由な活動の餘地が残されている。人間に於て一切の傾向性を根絶せんとするが如きは無益であるのみならず有害である。格率の形式面よりする規定はその性格上消極

的にならざるを得ぬ。實質面の強調はそれのみでは道徳的動機たるに足らぬ。兩者は表裏の關係をなすものであつて、この區別は外的な學問的觀點と内的な行爲者自身の觀點との相異に依るものである。定言的命法として表わされる普遍的道徳法則はいわば要なる意志であつて夫自身決して命令ではない。唯それが我々人間のものではない故に、それに對する我々の敘述は消極となり形式的となる。我々はこの空疎とも見える形式の中に適合すべき内容を考へねばならぬ。「私の格率」が亦「普遍的法則」となるべきことを意欲しうる様により他には決して行爲してはならぬ」という命法の「亦」という語の意味が充分強調されねばならない。

## 第二卷 定言的命法の背景

これ迄は道徳的行爲に於て理性がその役割を果しているといふことは單に許容されてきた。こゝに我々は批判哲學全體の上に立つて道徳的行爲に於て理性の果す役割を考察せねばならぬ。先づ根本に於て同一のものであらうとも、道徳的行爲に於ける理性は理論的理性ではなく實踐的なそれであらねばならぬ。成程自叙を欲するのだから、士林と知つては誰しもそれを欲む人はないように、理論的知識は行爲の前提條件ではあるが、行爲に於てはもつと決定的な或物がなければならぬ。その或物が行爲の格率、即ちその主觀的原理であることは既に見て來た。實踐理性は法則を知ることには於てははたなく、それを意欲することに於て示されねばならぬ。このことから假令我々が

書評 H・J・ペイトン「定言的命法」

衝動的行爲と呼ぶものでも、そのことが意識的に意欲されてい  
るなら、その行爲の中に實踐理性が存するということが結果す  
る。このことはカントに對する誤解を防ぐ爲に重要であるが、  
カントは決して衝動的行爲を格率に基づいた行爲と對立せしめ  
ていたのではない。成程當然カントは動物的傾向性と人間の行  
爲に於ける純粹理性との相反は認めるが、格率に於ては動物的  
傾向性も實踐理性に依つて行爲の格率に取上げられぬ限り行爲  
の動機たり得ない (Religion, S. 236)。従つて格率に於ける熱  
心及び自愛の原理も、主觀的原理としての偶然性の故に行爲の  
動機としてはその最高の道徳法則に道を讓るべきは當然である  
が、夫自體決して不當に輕視され、斥けらるべきではない。然  
し隨つて考ふるならば、これらの原理は主觀的には偶然的であ  
つても客觀的には必然的であり得る。即ちそれらは單に主觀的  
な欲望との關係を有つのみならず、他面無制約的な法則に對し  
ても條件づけられているのであり、一度實踐理性の客觀的原理  
が確立されるや、それと兩立しうるものとしての客觀的意味を  
有つ。無論カントに於て絶対的無制約的でありうるのは道徳法  
則のみであつて、それとこれらの格率との區別を曖昧化せんと  
するのではないが、少くとも我々が原理とその應用を區別し得  
る限り、これらの格率はその應用面に於て主觀的意味を有つ。  
理性がその情慾を制御しうる限り、理性的行爲者は必然的にそ  
の幸福を實現せんが爲に力の最も効果的な方法を用いるのであ  
る。

實踐理性の客觀的原理に就いての事情は以上から想像される

程簡單ではない。然し理論理性の對象たり得ない絶對的實體性の概念たる自由の理念を、實踐理性が或意味で現實化するものであることを考へる時、その應用面の空観性が問題とされるのは決して不可解ではない。この問題に就いては後程更に詳しく論ぜられねばならぬが、ベートンはこゝでも現代哲學の諸問題を勘考しつつ、カントが決して普通解されている程不適切ではないことを主張するのである。

### 第三卷 定言的命法の範式化

これ迄の豫備的な論議はこの卷の獨自な五つの範式の研究に依つて裏付けられる。従つてこの解釋がベートンの道德哲學解釋の最も重要な部分となる。我々は先ずベートンの命名する四つの範式を述べ、その解釋の跡を辿らう。

範式(一) もしくは普通の法則の範式

それに依つて汝が同時に格率が普通の法則となることを意欲しつゝるような格率に依つてのみ行爲せよ (Grundlegung, S. 421)。

範式(二) もしくは自然法則の範式

汝の行爲の格率が汝の意志に依つて普通の自然法則となるべきであるかの如く行爲せよ (Ibid. S. 421)。

範式(三) もしくは目的自體の範式

汝の人格及び他の凡る人の人格に於ける人間性を同時に目的として取扱ひ、決して單に手段として取扱ふことのないやうに行爲せよ (Ibid. S. 429)。

範式(三) もしくは自律の範式

汝の意志がその格率に依つて同時に夫自身を普通の法則をなすものと見做しうるやうに行爲せよ (Ibid. 434)。

範式(三) a もしくは目的の王國の範式

汝が常に汝の格率に依つて普通の目的王國の立法的成員であるかの如く行爲せよ (Ibid. S. 433)。

カントの纏つた論述としては、彼は之等の(一)、(二)、(三)の範式に就て述べているのみである。然しカントの眞意を明らかにする爲には(一) a、(三) a を補つて考察するのが適當である。道德の最高原理なるものに就いては、カントは豈に何處にも明確な形に於て述べてはいない。従つてベートンはこれらの諸範式の關係及推移を考察することに依つてカントの眞意を深らうとするのである。

カントは一見これらの範式を單にそれ丈の問題として取扱ひ、定言的命法の内容の意味に就いては寧ろ道德形而上學の問題として別箇に論ずるかの如く見える。然し我々は兩者がたとい直ちに結合されることは出来ないにせよ、それらを全體的に考察することを忘れてはならぬ。カントも言つが如く、(一)より(三)への推移は形式より實質への推移であり、(三)が兩者を結合統一するものであることに留意すれば、我々はそこに被制約的なものから制約的なものへの溯源的探求があることに氣付き、我を自律の範式乃至目的の王國の範式に導くことに依つて、カントが究極的には自由の概念及び悟性的世界の概念と結付く概念を確立しつゝあることを推測せしめるであらう。事實上カント

トの道徳形而上學に於ける定言的命法の體系的應用は基礎付けに於けるその素描とは著しく異つてはいるが、たゞいその應用が性急な誤りであるにせよ、彼の範式は完全に健全でありうる。

第一の普遍的法則の範式に就いては、先ずこの範式が行爲の外都にあつて行爲を強制する如きものではなく、行爲の内存しその爲に行爲が善であると考えられるような形式的原理であるということである。究極的には自由意志に察がる行爲を他面實質的偶然なる各人の傾向性を考慮に容れつゝその理性的意志間の一貫性を求めるならば、いきおいその格率の實質は捨棄されて形式のみ變る。然しこの形式はいわば實質を要求する形式であつて、我々はこゝにカントが具體的に行爲を考察しつゝ實質的格率と相互貫通の關係にある形式的格率を消極的な形で把えんとしているのを見るのである。カントの見解は理性的意志の一貫性は同一且唯一の普遍的法則の上に基づけられうるということであつて、その内容を無視してはいるのではない。そのことは他の範式を考察すれば自ら明らかになるであらう。

範式(a)としての自然法則の範式に就いては先づその自然という語に注目しよう。我々の格率は同時に自由の普遍的法則となることは出来ても自然の普遍的法則となることは出来なない。カントは適當にもここでかの如く (als ob) という語を用いるのであるが、それは自然の普遍的法則と自由の普遍的法則の間に一つの類比 (Analogie) の關係が考えられていることを示し、この場合の自然は當然因果律に従う自然ではなく目的論的自然でなくてはならぬ。實踐理性は理論理性の如くそれに

依つてその對象を示す圖式をもつことは出来ぬが、兩者が共有する普遍性の形式の上に立つ類比の關係に於て、その對象を象徴化されたる範型 (Typus) として示すことが出来る。無論この範型は實踐的見地から定言的命法に於ける意志を直接に限定することは出来ぬが、理論的見地よりすれば我々の意志の結果としての自然を支配する體系的調和を現實化するものとしてそこに一つの目的論を考へることが出来る。カントがこの範式のテストケースとして擧げる借金の返済・自殺及び文化の諸例を考察しても、そこに目的々調和が考えられていることは明らかであつて、カントの敘説はその自然の法則が人間の諸目的の調和に關するものとして目的論的に解釋される場合にのみ正當に理解されうる。彼はすべての背後に、實踐理性は人間の諸目的及びその間の體系的調和の現實化に關係しているという基本的想定が存するといふ。即ち道徳法則に従うように意欲されるべき行爲は、もしその格率が自然の法則として考察されるならば、人間の諸目的の體系的調和を成すようなものであるといふことを主張するに他ならない。

範式(b)、即ち目的自體の範式に就いてのカントの究極的意圖は、もし我々が人間の行爲の形式的側面と同様にその内容の目的々側面を考慮に入れたならば、それは既に範式(a)の内に含まれているということである。然し皮相的に考へるならば、範式(b)は恣意的傾向性に従うものとしての人間を尊重することを禁ずる範式であつて、その補足として人間性の中にそのもの自體として尊重されるべき目的自體が含まれていることが強調される必

要がある。この範式で先ず我々が當面するのは行爲の原理と目的の關係であるが、目的が直ちに手段を産出す假言的命法の場合に於ては、定言的命法の場合に於ては理性自體によつて與えらるる絕對的目的がなければならず、詳しくは後述される自由に就いての説明を俟たねばならぬが、ともかくカントに依れば絕對的價值を有するのは善意志即ち理性的意志のみであつて、カントはこの理性的意志をすべての人間が所有するところから、人間性に對する尊厳が強調されるのである。この範式は消極的には人間性を手段として用いることを禁ずるのみであるが、そこに含まれている積極的な面が見落されてはならぬ。即ちそれは理性的行爲の目的を助長する格率に據つて行爲すべきことを命ずるものであり、この積極的解釋のみがカントを嚴格主義であるとの誤解から救うのである。その主張はここでも目的論的な相對的目的の助長調和の餘地が存することであつて、ベートンはその現實化された福和的體系の敘述はこの書物に於ては果し得ていないが、この角度よりの道徳形而上學の嚴密な檢討が必要であることを示唆する。ともかくこの範式(1)は範式(1)に於て分際的に論ぜられがちであつた格率を、自由意志を有する個別的人格を全體的に取扱うことに於て考察した。更にこのことは範式(2)に於て社會の成員としての個別的人格に於て論ぜられねばならぬ。

範式(2)、即ち自律の範式は一見範式(1)と同じことを言つていられるように見える。然し仔細に觀察するならば範式(1)に於ては道徳法則の客観性及びその不完全な理性的意志に對する強制の

面が強調され、範式(2)に於ては(1)に於て内含されていたものが表明されていることが分る。即ち重點は格率の普遍性にあるのではなく、自由なる理性的意志が目的に従いつつ自己自身を法則化する自律にあるのであつて、そこに感性的關心が除外されているのは言ひ迄もない。既に述べた如く我々はイデアたる目的から直接發せられる定言的命法そのものを示すことは出來ぬが、我々が或格率に依つて同時に我々自身を普遍的法則をなすものと見做し得るならば、我々は格率を通して目的々に行爲し、その限りの行爲は定言的命法の象徴と見做されることが出来る。即ちもし我々の行爲を通じてその格率が恰も自然の目的論的法則たるかの如く我々が行爲しうるならば、その格率は所謂道徳法則の範型と見做されるのであつて、それが我々の自由意志に依つて爲される限り、我々はその格率を自他に對する特殊の道徳法則たらしめていたのである。その特殊の道徳法則は藝術家の美的創造の場合に比較すれば直ちに分る如く、決して空疎な形式から演繹しうるものではなく、寧ろ善き生活を生ずることに於て實現されねばならぬ。範式(2)は範式(1)と同様自然の目的論的法則に關係しつつ適用されねばならぬ。我々は次の範式(3)に於てそれが更に目的の完全な體系と關係していることを見るであらう。

範式(3)に就いては前出のものがその最も單純な形であらうが、普遍的目的王國なるものを明らかにする爲には、その補足として次の範式を考えねばならぬ。即ち『自己自身の立法から生ずるすべての格率は、自然の王國としての目的の可能的王

國と一致しなければならぬ』(Ibid. S. 436) というのがそれであり、注意すべきはヘートンはこの論式の中の *als einem Reiche der Natur* を形容詞句として解し(因みにアポットは之を副詞句として解し、そこに自然の王國と目的の王國の類比を讀みとるに止まる)、そこに自然の王國と目的の王國の類比を讀みとるに止まる)、そこに自然の王國の類比關係に止まらず、更に可能的目的の王國の現實化の場としての自然の王國を考へていることである。無論兩者は連續的關係にあるのではなく截然と區別されるが、カントの根本的意圖は有機的自然の考察に於て目的論的自然を考へ、他方道德的行爲に於て目的の王國に於ける實踐的理念に従つて行爲しつゝその努力の結果として實際には存在しないものを或意味で現實化せんとする際、自然の目的論の概念は可能界と現實界の橋梁としての役割を果す。即ちそれ自身としては單に可能的なものに止まる目的の王國は、自然そのものが目的論的法則に支配され、我々の道德的意志の成功を促進し保證するように構成された場合にのみ現實的なものとなり得る。無論その構成は長々人間の手に由る構成ではないが、それを反省的自律の原理と解し、善き人は目的の王國の實現の爲に、自然が恰もその爲に創られたような絶對的完全善を實現せんとする究極目的の爲の至善全能の支配者に支配されるかの如く努力することを考へる時、そこに有徳が勝利を占め且報いられる世界を目的論の世界に於て考へることに何等の矛盾も存しないであらう。かくしてヘートンは今迄道德的行爲の動機たり得ずとも、單に一方的に斥けらるべきでなく、更に積極的な意味をもつべきだと主張し來つた各種の相對的證

書評 H・J・ペートン「定言的命法」

をこの目的論的體系の中に調和ある人間性として生かそうとするのである。

#### 第四卷 定言的命法の辯證

第三卷に於て定言的命法は自然の王國と類比的に考へうる目的の王國に於てのみ正當に理解されることが示された。最後にそれがカントの形而上學的論議と如何なる關係に立つかが明らかにせられねばならぬ。その問題に應へるのは意志の自律の解明への鍵であるとされる自由の概念の解明である。この問題は常にカント哲學の根本問題であるところの『如何にして先天的綜合命題は可能であるか?』の特殊的形式であつて、理論理性の統覺の問題と並んだ實踐理性の根本問題である。

先づ自由の概念に關する形而上學的解明は何れも消極的なものであることが注意されねばならぬ。もし自由が自律に等しいことを示そうとするならば、我々はそれを超えて自由の積極的な意味を取上げねばならぬのであるが、その積極的の意味に就いての知識を形而上學的論議より期待することは理性の性質上不可能であつて、我々は理論的には、睿智的世界に屬するものとしての自由の積極的活動が不可避的なることを實踐理性の事實に就いて自覺する他はない。道德的關心及び自由を前提することとの懸隔等の形而上學的問題は、所詮その副次的問題たるに過ぎないのであつて、自由の積極的意味に就いては實踐理性の必然的活動に對する洞察に依つて之を自覺するより他はない。この自覺は即ち我々が睿智世界の成員たることの自覺に他なら

ないのであつて、いわば時間關係より抽象された本體的人間 (homo noumenon) の自覚であると言ふことであらう。と云ふで我々人間はこの徹知的世界に屬すると同時に感覺的な現象的世界に屬する。否カントにあつては本來一つの世界があるのみであつて、その一つの世界がそれ自體に於けるものと感覺的經驗に現われるものに區別されるに過ぎない。定言的命法はこの本體的人間の自律の原理に他ならぬのであつて、前述の五つの範式の根柢に存するものこの原理に他ならない。自由の概念に關する形而上學的論議は、結局この自律の原理が充分自然の因果律と兩立しうることを證する消極的な意味を有つに過ぎないのであつて、いわば他から自由を護る防壁である。カントの定言的命法に關する辯護は次の一語に盡きる。理性的行爲者は、彼がその情慾を完全に制御した際必然的にそれに基づいて行爲しなければならぬ原理としての自律の原理に直接的洞察を有する。このことはカントにとつて所詮知識の問題ではなく、信念の問題であると言得るのである。(一)

【註】以上の頁付けは何れもマカサキ一版カント全集に據る。

(筆者) 京都大學文學部大學院「哲學」學生

## 新着外國雜誌所載論文一覽

一哲 學一

THE JOURNAL OF PHILOSOPHY, 1954 (Vol. LI).

- Hofstadter, Albert: The Myth of the whole: A consideration of Quine's View of Knowledge (No. 14: July 8).
- Gahringer, Robert E.: Some Observations on the Distinction between Analytic and Synthetic Propositions (No. 15: July 22).
- Berenda, Carlton W.: The Wisdom of Love (No. 16: Aug. 5).
- Chandler, Robert W.: A Revised Conception of Ethical Analysis (No. 16: Aug. 5).
- Hodges, Donald Clark: Ethics and Appearance (No. 17: Aug. 19).
- Moore, Asher: A Moralists' Dilemma (No. 18: Sept. 2).
- Abruzzi, Adam: Problems of Inference in the Socio-Physical Sciences (No. 19: Sept. 16).
- Margolis, Joseph: Some Famous Ghosts in Ethical Theory (No. 19: Sept. 16).
- Morgenbesser, Sidney: On the Justification of Beliefs and Attitudes (No. 20: Sept. 30).
- PHILOSOPHY, Oct. 1954.
- Flew, Antony: The Justification of Punishment.